２～７　（略）

（削る）

（削る）

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官八人（うち五人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

２～４　（略）

第七百三十七条　削除

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号の二まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二の二第三号及び第四号、第七百十条の二の五、第七百十条の二の六並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（年金管理課の所掌事務）

第七百四十一条の三　年金管理課は、第七百十条の二の五各号に掲げる事務をつかさどる。

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　労働保険特別会計の雇用勘定及び子ども・子育て支援特別会計の育児休業等給付勘定に属する債権の管理、これらの勘定に属する諸収入金の徴収並びにこれらの勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

十一～十三　（略）

２・３　（略）

２～７　（略）

８　障害福祉サービス業務検査官は、命を受けて、第七百十二条第二十三号及び第二十四号に掲げる事務を行う。

９　自立支援指導官は、命を受けて、第七百十二条第二十四号の二及び第二十五号に掲げる事務を行う。

第七百二十七条の二　企業年金課に、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一　関東信越厚生局　次に掲げるもの

イ・ロ　（略）

ハ　企業年金監査官八人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

２～４　（略）

（沖縄分室）

第七百三十七条　九州厚生局に、当分の間、沖縄分室を置く。

２　沖縄分室は、九州厚生局の所掌事務（国家公務員共済組合法第三条第一項の規定により厚生労働省に設けられた共済組合に関することに限る。）のうち、沖縄県の区域に係るものを分掌する。

（四国厚生支局の所掌事務）

第七百三十八条　四国厚生支局（以下「支局」という。）は、中国四国厚生局の所掌事務（第七百七条第一号、第二号、第二号の四、第二号の五、第三号、第三号の二、第八号、第十一号、第十三号、第十九号、第二十号、第四十七号、第五十六号（生活保護法第三十四条第二項に規定する指定医療機関の監督に関することに限る。）、第五十八号から第六十四号まで、第七十一号、第七十五号、第七十七号から第八十二号の二まで及び第八十三号（医事課の所掌に属するものを除く。）、第七百十条の二の二第三号及び第四号、第七百十条の二の四、第七百十条の二の五並びに第七百十条の三第三号から第七号までに掲げるもののほか、次に掲げるものに限る。）のうち、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県の区域に係るものを分掌する。

一～四　（略）

（年金管理課の所掌事務）

第七百四十一条の三　年金管理課は、第七百十条の二の四各号に掲げる事務をつかさどる。

（職業安定課の所掌事務）

第七百八十六条　職業安定課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　労働保険特別会計の雇用勘定に属する債権の管理、同勘定に属する諸収入金の徴収及び同勘定に係る保管金の取扱いに関すること。

十一～十三　（略）

２・３　（略）